

## 【抗告人みきによるコメント】

### ●この度の大阪高裁第 12 民事部による抗告審の決定は

【コタツ判決（コタツ決定）】と言わざるを得ません。

たとえ「認容」決定であったとしても、許すことができない酷い内容です。

申立てや抗告に際して、私は典型的とは言われないことが多いこれまでの来歴や思いについて、この問題について実際をよく知らない裁判官にもわかるように、言わば「かさぶたも取れて傷跡も薄くなった深い傷を自分で抉りほじくり返してしかも言語化する」という壮絶な作業をしています。その一切切切を全て無視した上で、架空の人物を持ち出し誤った法解釈を展開して、強引に合憲だと断じた態度に、筆舌に尽くしがたい激しい憤りを感じています。

また、妻も陳述書や審尋で何度も婚姻の継続と私の性別取扱い変更を求めたにも関わらず、一切無視しただけでなく、全く正反対の主張をする「配偶者」の「利益」を捏造して取り上げたことに深く傷つき、悲しんでいます。

### <事実の無視・捏造>

抗告人が受けている不利益について一言も具体的に触れず、そればかりか事実関係を無視して提出証拠に対する反論もせず、実際の配偶者と正反対の主張をする架空の配偶者まで捏造し、根拠を示すことなく、裁判官が個人的に思う内容を基礎として判断しています。

### <不十分な違憲審査、法律の無視・誤解釈>

憲法（13条14条24条）が保護する権利の内容を具体的に評価しないまま、特例法の規定には合理性があると単に断じるのみで、違憲審査として極めて不十分（厳格な審査基準によるべき）。

そればかりか、あたかも憲法よりも民法・戸籍法を優越させるかのような論を展開しています。

（これらの具体的指摘は次ページに記載しています）

ただ否認したいがために、事実も法律も無視し、否定的な根拠だけはせっせと強引に不合理な理屈をつけて、裁判官の気持ちを表明しただけと言わざるを得ません。

このような審判内容であれば、申立てや陳述も証拠も法律の検討も一切不要で、ネットで拾ったようなヘイト言説をつまみ上げてもっともらしくコタツで好きなように気持ちを書き綴ったのと実質的に変わらないと考えます。

裁判官は逃げずに、事実と憲法、法令に従って合理的に子細に検討するべきです。事実も憲法も法令も無視軽視するような「司法判断」は、ネット上のヘイト言説と構造上何ら変わることもなく、日本の司法制度に対する信頼を著しく失墜させうるものであると言わざるを得ません。

憲法76条3項には、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」とあります。「裁判官の良心」とは何でしょうか。

裁判官の良心を信じて、最高裁判所に特別抗告しました。

2025年11月10日「うちら裁判」抗告人 みき

## 「コタツ判決（コタツ決定）」であるとする理由

### 1. < 事実の無視・捏造 >

原告人が受けている不利益について一言も具体的に触れず、そればかりか事実関係を無視して提出証拠に対する反論もせず、実際の配偶者と正反対の主張をする架空の配偶者まで捏造し、根拠を示すことなく、裁判官が個人的に思う内容を基礎として判断しています。

- ・ 社会生活の実態と、法令上の性別の取扱いが不一致であることについて、何が原告人や社会にとって不利益なのか、その質も量もともに具体的に何ら検討されていない。
- ・ 「性別変更を求めるものの配偶者の権利利益の保護も必要」としながら、「配偶者の性別取扱いを求めない配偶者」を創出し配慮する一方で、「婚姻の継続と原告人の性別取扱い変更をともに求める」とした本件配偶者の「利益」をなきものとしている。（そもそも、相手方配偶者の性別のありようを制限する権利はなく、それによって婚姻継続が困難になれば事後的に裁判上離婚や賠償請求などの救済を求めるべき）
- ・ 数多くの判例を含む証拠によって明らかにした「法令上同性どうしの婚姻」を法制化すべきとする世論や民法・戸籍法についての違憲判断を無視し、多くの判例で違憲とされている法令の内容を「公序」として強弁し、判断の根拠にしている。
- ・ 「生殖腺除去要件による権利自由の侵害と比べて、その程度において質量ともに大きく異なっている」としているが、根拠がなく、裁判官の個人的見解に過ぎない。また婚姻の利益をあまりにも軽視している。

### 2. < 不十分な違憲審査、法律の無視 >

憲法（13条14条24条）が保護する権利の内容を具体的に評価しないまま、特例法の規定には合理性があると単に断じるのみで、違憲審査として極めて不十分（厳格な審査基準によるべき）。

そればかりか、あたかも憲法よりも民法・戸籍法を優越させるかのような論を展開しています。

- ・ 国会の裁量権を理由に、民法・戸籍法で婚姻の成立の際に法令上異性であることを求めていることを「公序」とし、それを民法上定めのない「婚姻の継続要件」に拡大適用し、非婚要件を合理性があるとしているが、憲法24条2項は白紙委任ではなく当然その基礎である憲法13条に拘束されるものであることを無視している。これは、民法・戸籍法の規定が憲法13条などに優越すると判断していることに実質的に等しい。
- ・ 民法763条770条の離婚に関する規定に「夫婦」とあるので婚姻中も男女でなければならないとしているが、特例法4条2項では「審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼさないとされており、当事者夫婦間においては夫婦であるという身分関係には変わりがなく何ら齟齬は生じない。これは明白な法令無視、解釈の誤りである。
- ・ 婚姻の成立要件と継続要件が同一のものであるかのように解釈しているが、憲法24条1項や民法・戸籍法に定められているのは「成立要件」であって、継続要件ではなく、同じく憲法24条1項は婚姻は「継続されなければならない」としており、一旦成立した婚姻関係を解消させるためには、高い合理性や必要性が求められるべき。一方、性自認に沿った扱いを受けることも憲法13条から導かれる人格の尊重に関わる重要な利益であり、やはりその制限のためには高い合理性や必要性が求められるべき。しかし、今回の決定ではこの点についての具体的検討が一切ない。

### < その他（差別を容認する言説） >

- ・ （非婚要件を満たすために離婚を余儀なくされたとしても）「変更後の性の下で異性と婚姻することを制限するものではないから、性同一性障害者の婚姻の自由を直接制限するものとは言えない」としているが、婚姻の自由とは、「いつ、誰と婚姻するのか、そもそもしないのか、継続するのかもしれないのか」の自由であり、望む相手と婚姻できないという状態は、「自由が侵害されている状態」である。「結婚の自由をすべての人に」裁判の各判決でも支持されており、差別の容認に他ならない。
- ・ （離婚後今の妻と同性になるから再婚できないとしても）「同性婚が制度化されていないことの帰結に他ならず、これをもって非婚要件が憲法に違反するものと解することはできない」としているが、法令上同性婚ができないという差別を容認、固定化することにとどまらず、「他にも不利益を受けている者がいるのだから我慢しろ」という差別の序列化を容認するもので、断じて許すことはできない。

2025年11月10日「うちら裁判」原告人 みき